

○拓殖大学研究倫理ガイドライン

平成27年2月9日

規程第10号

目的

本ガイドラインは、拓殖大学（以下「本学」という。）における学術研究が科学的及び社会的規範に従い適切な方法で遂行され、社会からの信頼を確保することを目的に、研究に従事するすべての研究者が遵守すべき倫理指針及び研究活動上の不正行為に関する必要な事項を定めたものである。

定義

本ガイドラインにおいて、次に掲げる用語の意義は、当該用語に定めるところによる。

(1) 研究者

本学の専任教職員のみならず、本学で研究活動に従事するものすべての者を指し、学生であっても研究にかかわる時は研究者に準ずるものとする。

(2) 研究活動上の不正行為

① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造、改ざん、又は盗用。

- ・ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- ・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
- ・盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

大学の責務

- (1) 本学は、研究倫理にかかわる意識を高め、研究活動における不正行為及び研究費の取り扱いにおける不正行為を防止するため、必要な措置を講じる。
- (2) 本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。
- (3) 本学は、本学が研究者などに交付した研究費及び研究者などが学外から獲得した研究費を適切に管理し、研究費を支出又は支出後に、その支出が適正であるか確認し監査する。
- (4) 本学は、副学長（担当）を研究倫理教育責任者と定め、研究者による研究活動にか

かわる法令等の違反を防止するため、必要な教育研修を定期的に行う。

研究者の責務

(1) 基本事項

- ① 研究者は、社会倫理を逸脱しないよう自らを強く律し、研究活動を遂行する。
- ② 研究者は、利益相反や責任相反の発生に十分注意を払い、研究活動を遂行すること。
- ③ 研究者は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- ④ 研究者は、研究を進めるにあたり、データのねつ造、改ざん、盗用などの不正な行為を行わないことはもとより、研究のため収集した資料・情報、データ等を5年間保存、保管しておくなど適切な取り扱いを徹底し、不正行為の発生を未然に防ぐよう環境整備を図ること。
- ⑤ 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究のため収集した資料等の開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示すること。
- ⑥ 研究者は、研究費の使用にあたって、本学諸規程及び研究費ごとの決められた条件や使用ルールなどを遵守すること。
- ⑦ 研究を指導する立場にある研究者は、研究活動に不正が起きないように指揮下にある研究活動、研究者の管理を適切に行うこと。

(2) 研究成果の適切な発表・オーサーシップの基準

- ① 研究者は、研究成果の公表に際して、データ根拠の信頼性や確保に十分留意し、公正かつ適切な引用を行うこと。
- ② 研究者は、学術論文の発表に際して、オーサーシップやすでに発表されている関連データの利用、著作権について、各研究組織、研究分野、学術誌ごとにある固有のルールを十分に尊重すること。
- ③ 研究者は、共同研究における成果の発表に際しては、それぞれの研究者の実質的貢献度を適切に反映させ、著者全員の了解のもとに行うこと。

(3) 審査の公正性

研究者は、他者の研究論文の査読や審査にあたる場合、審査対象者に対して予断を持つことなく、学問的な基準や当該審査の審査基準に基づいて公正に審査すること。

(4) 個人情報保護

研究者は、研究の過程で得られた個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不

当な目的に利用しないこと。

(5) ハラスメントの排除

研究者は、研究活動の遂行にあたり、本学におけるハラスメント防止に関する規則の精神に則り、いかなるハラスメントも行わないこと。

(6) その他

「拓殖大学教員必携」(平成15年3月初版発行)にも則り、学術研究を進めること。

(7) このガイドラインは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成31年3月1日から施行する。